

日本都市計画学会中部支部では、中部7県3政令市と連携して中部地方7県内市町村を対象とする都市計画に関する有識者の紹介システム「まちづくりプラットフォーム」を、運用しています。

市町村における都市計画行政の推進にあたり、有識者の活用をお考えのときに、この「まちづくりプラットフォーム」の各県・政令市の窓口にお問い合わせください。

都市計画学会中部支部
まちづくりプラットフォーム



都市計画に関する有識者として活用が期待される分野（例）

- ① 都市計画審議会の委員
- ② 各種の検討委員会・策定委員会の委員(ex. 立地適正化計画、中心市街地活性化基本計画)
- ③ 事業評価委員会(ex. 社会資本整備総合交付金事業など)
- ④ 職員研修会の講師、市民講座・講演会の講師

まちづくりプラットフォームの仕組み

【問い合わせ機関(窓口)一覧】

※E-mailアドレスのない機関は各窓口担当者にお尋ねください。

問い合わせ機関および担当部局		電話番号	E-mail(代表)
富山県	富山県土木部都市計画課	076-444-3346(直通)	—
石川県	石川県土木部都市計画課	076-225-1757(直通)	—
	(公財)いしかわまちづくり技術センター まちづくり業務課	076-239-1616(代表)	—
福井県	福井県土木部都市計画課	0776-20-0498(直通)	tokei@pref.fukui.lg.jp
	(公財)福井県建設技術公社 業務課	0776-20-0391(代表)	—
岐阜県	岐阜県都市建築部都市政策課	058-272-8649(直通)	—
	(公社)岐阜県都市整備協会 事業2課	058-274-0080(代表)	—
静岡県	静岡県交通基盤部都市局都市計画課	054-221-3698(直通)	toshikeikaku@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課	052-954-6516(直通)	toshi@pref.aichi.lg.jp
	(公財)愛知県都市整備協会 まちづくり事業部区画整理課	052-951-1467(直通)	kukaku@aichi-toshi.or.jp
三重県	三重県県土整備部都市政策課	059-224-2718(直通)	toshiki@pref.mie.jp
	(公財)三重県建設技術センター 建設技術部道路課	059-229-5605(直通)	—
静岡市	静岡市都市局都市計画部都市計画課	054-221-1406(直通)	toshi@city.shizuoka.lg.jp
浜松市	浜松市都市整備部都市計画課	053-457-2363(直通)	toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
名古屋市	名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課	052-972-2798(直通)	a2798@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
	(公財)名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター 調査課	052-678-2216(直通)	tokeigakkai@nup.or.jp
事務局	日本都市計画学会中部支部行政連携委員会 (大同大学工学部 都市・交通計画研究室)	052-612-6111(代表)	—

有識者の照会

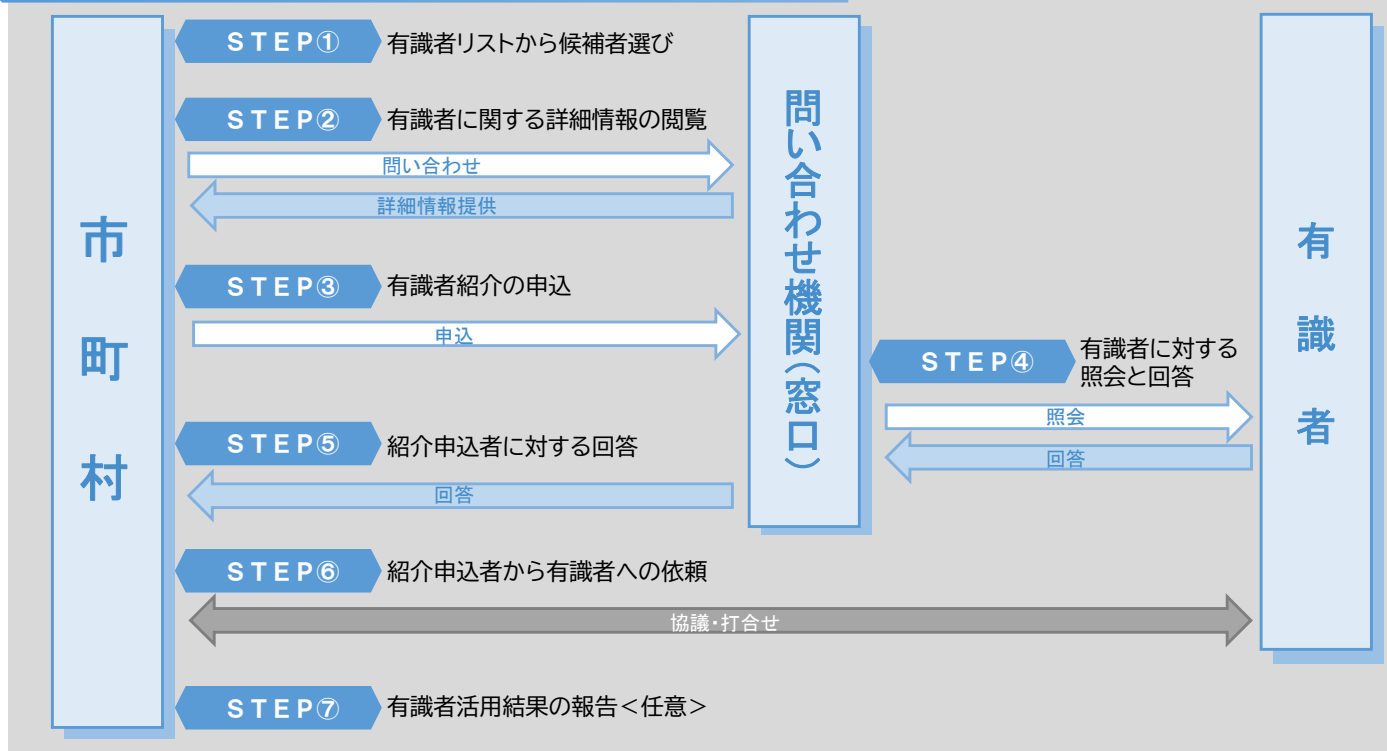
有識者の紹介

支援・情報提供

<中部地方7県内の市町村>

<国土交通省北陸・中部・近畿地方整備局>

まちづくりプラットフォーム 有識者照会・回答の手順



STEP ① 有識者リストから候補者選び

学会支部HPの**有識者リスト**(https://www.cpij.or.jp/chubu/?page_id=169)をご覧ください、希望する有識者を複数選定していただけます。なお、**有識者リスト**についてご不明な点があれば、**問い合わせ機関(窓口)の事務局**までご連絡ください。

STEP ② 有識者に関する詳細情報の閲覧

有識者リストには氏名、所属および担当分野しか記載しておりません。希望する有識者に関する情報を更に詳しく知るためには、各市町村が所属する県等の**問い合わせ機関(窓口)**で保管・管理されている**有識者個人情報ファイル**を閲覧していただくことになります。

STEP ③ 有識者紹介の申込(学会支部HPからWeb申込も可)

希望する有識者が選定されましたら、別紙**【様式1】**の「**有識者紹介申込書**」に所定の事項を記入し、各市町村が所属する県等の**問い合わせ機関(窓口)**の担当者へ申込みをしていただきます。なお、「**有識者紹介申込書(様式1)**」については、学会支部HPの「まちづくりプラットフォーム」のページ(https://www.cpij.or.jp/chubu/?page_id=169)からダウンロードができるとともに、同ページに**【Web申込】**がリンクされていますので、そこから直接お申込みいただくことも可能です。また、申込書の提出やWeb申込でなく、直接窓口担当者と電話等でご相談いただき、有識者の紹介を依頼することもできます。

STEP ④ 有識者に対する照会と回答

有識者に対する照会は**問い合わせ機関(窓口)**が行います。概ね1週間を目安に有識者への照会を行う予定です。

STEP ⑤ 紹介申込者に対する回答

有識者への照会結果は、文書(申込書下段の回答欄)あるいはE-mail等にて通知します。申込をした有識者から受諾の回答が得られなかった場合は、希望者を変更して再度申込みをしていただくことになります。

STEP ⑥ 紹介申込者から有識者への依頼

希望した有識者から受諾の回答を得られた場合は、**問い合わせ機関(窓口)**からの通知の後、各市町村から有識者に対して正式な依頼を行い、活動内容に関する協議・調整をしていただけます。

STEP ⑦ 有識者活用結果の報告<任意>

まちづくりプラットフォームの有識者紹介システムを活用した市町村から、別紙**【様式2】**に基づき**問い合わせ機関(窓口)**へ「**有識者活用報告書**」を提出していただくと幸いです。この有識者活用報告書は、まちづくりプラットフォームにおける活動の更なる改善に役立てられます。